当日資料２

【町民向け・パブリックコメント説明資料】

芽室町議会基本条例の改正について　～町民と歩む議会～

１．なぜ、今、条例を改正するのか（改正理由）

芽室町議会基本条例は、議会や議員の活動原則、町民との関係、議会運営の基本的な事項を定めた、議会の活動の基本となる条例です。

芽室町議会では、平成２５年度に条例を制定以来、町民に開かれた議会づくりや議会機能の強化に向けて、さまざまな議会改革に取り組んできました。一方、人口減少や少子高齢化、地域課題の複雑化、町民ニーズの多様化など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しています。また、令和５年の芽室町議会議員選挙が無投票となったことは、議員のなり手不足という課題を改めて認識する機会となりました。議員のなり手不足は、単に議員の人数を確保するという問題ではありません。町民の多様な意思を議会に反映し、将来にわたって住民自治を維持していくための重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、これまでの議会改革の成果と課題を検証し、これからの議会が果たすべき役割と責任を明確にするため、条例の大幅な見直しを行います。

２．主な改正ポイント

改正項目	改正の内容
前文	社会情勢や町民ニーズの変化に対応し、町民の意思を町政に反映するため、二元代表制における議会の役割と責任、目指すべき議会の姿を明確にします。
主権者教育	町民一人ひとりが、町の課題や議会の役割について学び、考え、意見を伝える機会を充実させ、町民と議会がともに学びながら、まちづくりに参加することを目指します。
政策討論会	町政の重要な政策や課題について議員同士が議論を深め、議会としての共通認識を形成するとともに、政策提言につなげます。
報酬の改定手続き	これまでの条文の「必ず」を「原則として」に改めます。基本的な手続きを尊重しながら、やむを得ない事情や個別の状況にも適切に対応できるようにします。

３．主権者教育とは何か

今回の改正では、主権者教育を重要な取り組みの一つとして位置づけています。

「主権者教育」とは、単に選挙の仕組みや投票の大切さを学ぶことだけではありません。町民一人ひとりが、地方自治や議会の役割について理解を深め、地域の課題を自分ごと

として考え、自らの意見を持ち、まちづくりに主体的に関わっていくための学びと参加の機会です。

例えば、次のようなことが主権者教育につながります。

・地方自治や議会の仕組み、議員の役割について知ること。
・地域の課題について自分で考え、意見を持つこと。
・異なる意見や価値観を尊重し、対話を通じて考えを深めること。
・町民が議会活動に関心を持ち、さまざまな形でまちづくりに参加すること。

町民と議会が「ともに学ぶ」

主権者教育は、議会が町民に一方的に教えるものではありません。議会もまた、町民と対話や意見交換を通じて、地域の実情や多様な価値観を学び、議会のあり方を考えていく必要があります。町民が議会を学ぶとともに、議会も町民から学ぶ。「教える側」と「教えられる側」という関係ではなく、町民と議会がともに学び、ともに考え、まちづくりに参加していくことを大切にします。

（主権者教育と議員のなり手確保）

議員のなり手不足は、議会だけで解決できる問題ではありません。町民が議会や議員活動を身近に感じ、地方自治に関心を持ち、自らも地域の意思決定に関わることのできる環境をつくることが大切です。

主権者教育を通じて、議会への理解や関心を高めることは、将来、議員を志す人や議会活動に参画する人を増やすことにもつながります。

主権者教育は、短期的な候補者確保のための取り組みではなく、将来にわたって多様な人材が議会に参画できる地域社会をつくるための基盤です。

４．町民と歩む議会を目指して

議会は、議員だけでつくるものではありません。町民の皆さんの声を聴き、地域の課題をともに考え、議論し、その意思を町政に反映していくことが議会の大切な役割です。

今回の条例改正は、これまでの議会改革を振り返るとともに、これからの芽室町議会が何を大切にし、どのような役割を果たしていくのかを明らかにするものです。

町民の皆さんとともに考え、ともに学び、将来にわたって町民の声が生かされる議会を目指します。

芽室町議会基本条例構成

前 文

|

第１章 総則

第１条（目的）第２条（基本理念）

|

第２章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

第３条（議会の活動原則）第４条（委員会の活動原則）

第５条（議長及び議員の活動原則）第６条（議員研修の充実強化）

|

第３章 町民と議会の関係

第７条（議員の政治倫理）第８条（町民参加及び町民との連携）

第９条（議会広報の充実）第 10 条（議会白書・議会の自己評価）

|

第４章 町長等議会の関係

第 11 条（町長等と議会・議員の関係）第 12 条（政策形成過程等）

第 13 条（評価の実施）第 14 条（議決事項の拡大）第 15 条（文書質問）

|

第５章 議員相互の討議

第 16 条（自由討議による合意形成）第 17 条（議員政策討論会の開催）

第 18 条（適正な議会費の確立）

|

第６章 適正な議会機能

第 19 条（議長・副議長志願者の所信表明）第 20 条（附属機関の設置）

第 21 条（調査機関の設置）第 22 条（事務局の体制整備）第 23 条（議会図書室の充実）

第 24 条（議会改革・活性化の推進）第 25 条（災害時の対応）

|

第７章 会議の運営

第 26 条（通年議会）第 27 条（議会運営の原則

|

第８章 議員定数・歳費等

第 28 条（議員定数）第 29 条（報酬等）

|

第９章 最高規範性及び見直し手続き

第 30 条（最高規範性）第 31 条（検証及び見直し手続き）

芽室町議会基本条例

平成 25 年条例第 27 号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　議会及び議員の活動原則と政治倫理（第３条－第７条）
第３章　町民と議会との関係（第８条－第 10 条）
第４章　町長等と議会との関係（第 11 条－第 15 条）
第５章　議員相互の討議（第 16 条・第 17 条）
第６章　適正な議会機能（第 18 条－第 25 条）
第７章　会議の運営（第 26 条・第 27 条）
第８章　議員定数・報酬等（第 28 条・第 29 条）
第９章　最高規範性及び見直し手続き（第 30 条・第 31 条）
附則

地方議会は、二元代表制のもと、行政の監視及び評価、調査研究、政策形成及び政策提案の機能を十分に発揮し、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を担う重要な役割を果たしています。

芽室町議会は、町民に選ばれた議員で構成され、町の重要な意思決定を担う議事機関として、芽室町自治基本条例の理念に基づき、町長その他の執行機関との適切な緊張関係を保ち、相互の役割を尊重しながら、町民全体の福祉の向上と、農業を基幹とする地域の経済及び社会の持続的な発展のため、その責務を果たします。

社会経済情勢や人口構造の変化が進む中、地方議会には、持続可能な地域社会の実現と将来世代への責任を自覚した議会運営が求められています。議会は、町民への積極的な情報公開と説明責任を果たし、町民の多様な意思を把握するとともに、自由闊達な討議と熟議を通じて、よりよい結論を導き出す合議制の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

また、町民参加の機会の充実を図り、政治や議会への関心を高め、主体的な参加を促すために、主権者教育を推進します。さらに、多様な人材が議員を志し、議会活動に参画できる環境を整え、将来にわたり町民の多様な意思を反映できる議会の基盤を築いていくことも、議会の重要な使命です。

議員は、自らの資質の向上と不断の研鑽に努め、政策形成能力を高めるとともに、町民参加を基本としたまちづくりを推進し、町民の負託に応えます。

芽室町議会は、町民との信頼関係を礎とし、町民と歩む議会であり続けることを基本理念とします。その実現に向け、公正性及び透明性の高い議会運営を確保し、「わかりやす

い議会」「ひらかれた議会」「行動する議会」を目指すとともに、町民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

［解説］

自治体議会のあるべき姿と現在置かれている状況及び本町の状況を踏まえ、芽室町議会がこの条例を制定する理由、決意を述べています。

主権者教育とは、町民参加の機会を充実させ、町民と議会がともに学び、対話を通じて政治や議会への理解と関心を深めることで、主体的なまちづくりへの参画を促すものです。また、多様な人材が議員を志し、議会活動に参画できる環境を整えることで、将来にわたり町民の多様な意思を反映できる議会の基盤づくりを目指します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

［解説］

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、町民全体の福祉の向上を目指すことです。

（基本理念）

第２条　議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

２　議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

３　議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

４　議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

［解説］

町政は、町民に選ばれた議員で構成する「議会」と「町長」の機関で運営されます。議会は町長等の行政運営を監視し、お互いに緊張関係を保っています。議会は、その役割を十分認識し、町民の負託にこたえなければなりません。

第２章　議会及び議員の活動原則と政治倫理

（議会の活動原則）

第３条　議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもと

に、次の活動を行います。

（１）　議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

（２）　町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

（３）　議員相互間の自由かっ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

（４）　議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

［解説］

民主的かつ効率的な議会運営に努め、自由かっ達な討議を経て、町としての意思決定を行います。

（委員会及び委員長の活動原則）

第４条　芽室町議会委員会条例（昭和 62 年条例第２号）に規定する常任委員会、 議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

（１）　審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

（２）　町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

（３）　委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

（４）　委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

［解説］

議会は、委員会においても十分な調査・審議を行い、町としての意思決定を行います。

（議長及び議員の活動原則）

第５条　議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

（１）　議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

（２）　議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

（３）　議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。

（４）　議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

［解説］

議長は、対外的に議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めます。議員は、議員相互の討議を重んじて活動するとともに、町民に選ばれた代表であることを自覚して行動します。

（議員研修の充実強化）

第６条　議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成 24 年３月 30 日制定）に基づき、議員研修を実施します。

２　議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

［解説］

議会は、議員研修計画に基づき、広く各分野の専門家を招いた研修会を開催します。議員は、各種県計画などに積極的に参加します。

（議員の政治倫理）

第７条　議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成 24 年条例第 33 号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

［解説］

議員が町民全体の奉仕者であることを深く認識し、本町議会が制定する「芽室町議会議員政治倫理条例」を遵守するよう規定しています。

第３章　町民と議会との関係

（町民参加及び町民との連携）

第８条　議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

２　議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

３　議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度などを十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します

４　議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

５　議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

６　議会は、町民が主権者としての意識を育み、議会及び議員の役割と責務への理解を深めるとともに、地域の課題について考え、議論し、まちづくりに主体的に参画することができるよう、主権者教育を推進します。

［解説］

町民参加と町民との連携を高めるために、議会報告と意見交換会を開催し、町民の意見を把握し、議会・議員による政策の提案を行います。

（議会広報の充実）

第９条　議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

２　議会は、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

［解説］

議会だより、ホームページ、議会中継などにより議会としての広報機能の充実を図り、町民の意見の把握に努めます。

（議会白書、議会の自己評価）

第 10 条　議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

２　議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を１年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

３　議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を１年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

４　議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

［解説］

本会議、委員会等の会議の開催状況や議員の賛否、議会の評価などを毎年「議会白書」として作成し、広く町民に公表します。

第４章　町長等と議会との関係

（町長等と議会、議員の関係）

第 11 条　町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

２　議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

３　議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

４　議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

５　議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

６　議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

７　議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

［解説］

議会と町長等は対等であり、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、よりよい町政に向かって議会運営に努めます。

（政策形成過程等）

第 12 条　議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

（１）　政策等の発生源

（２）　検討した他の政策等の内容

（３）　他の自治体の類似する政策等との比較検討

（４）　総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け

（５）　関係ある法令及び条例等

（６）　政策等の実施に関わる財源措置

（７）　総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

２　議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

［解説］

議会は、重要な政策等の意思決定においては、執行後も想定しながら、７項目の政策形成過程を論点として審議します。

（評価の実施）

第 13 条　議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

２　議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

［解説］

議会として 、町長等が執行した政策等（政策・施策・事務事業）について、第 12 条の７項目の項目を基本に政策等の評価を行い、町長等に明示します。

（議決事項の拡大）

第 14 条　議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 96 条第２項の議決事件について、次のとおり定めます。

（１）　芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画

（２）　定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

（３）　芽室町都市計画マスタープラン

（４）　芽室公園再整備基本計画

［解説］

本町議会が追加する議決事項です。今後も、議決事件（事項）の拡大を検討します。

（文書質問）

第 15 条　議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことがで きます。

２　議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

３　文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。

［解説］

通年議会の導入に伴い、６、９、12、３月の定例会議の期間を除く時期に一般質問に準じた内容で文書質問を行うことができます。

第５章　議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第 16 条　議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

２　前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

３　議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

４　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

５　議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議によ

り議論を尽くして合意形成を行います。

［解説］

議員相互の討議を中心に議会運営を行います。

（議員政策討論会の開催）

第 17 条　議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上及び政策提言につなげるため、議員政策討論会を開催します。

２　議員政策討論会は、議会活性化計画に位置付けるほか、必要に応じて開催します。

３　議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

［解説］

町政に関する重要な政策及び課題等について、全議員で構成する議員政策討論会を開催し、共通認識を図ります。

第６章　適正な議会機能

（適正な議会費の確立）

第 18 条　議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

２　議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

３　議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

［解説］

議事機関としての機能を確保するために必要となる議会費予算の確保に努めるとともに、交際費を含めた全ての使途を公表します。

（議長、副議長志願者の所信表明）

第 19 条　議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

［解説］

議長及び副議長の議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高めるために所信表明の機会を設けます。

（附属機関の設置）

第 20 条　議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、

別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

２　附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

［解説］

議員の定数、報酬及び期末手当並びに費用弁償の見直しにあたっては、町民や学識経験者の意見を反映させるため、附属機関を設置します。

（調査機関の設置）

第 21 条　議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の２の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

２　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

３　調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

［解説］

行政課題の調査のため、必要に応じて、調査機関を設置します。

（議会事務局の体制整備）

第 22 条　議会は、法第 138 条第２項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

２　議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

３　議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

［解説］

議会事務局は、議会に関する事務を行い、議会の政策立案能力の向上を支援するため、機能の強化、組織体制の整備を図っていきます。

（議会図書室の充実）

第 23 条　議会は、法第 100 条第 18 項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

２　議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

［解説］

議会図書室の適正な管理・運営と、その充実に努めます。

（議会改革及び活性化の推進）

第 24 条　議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

２　議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全

議員で協議します。

3　議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

4　議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

5　議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

[解説]

本町議会の特色でもある議会活性化計画を進行管理し、町民の議会への参加を基本に、議会改革を進めます。

（災害時の対応）

第 25 条　議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

2　前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

[解説]

大規模災害などの非常時における、必要な組織体制や議員の行動基準などを定める芽室町議会災害時対応基本計画（議会 BCP）を策定し、議事・議決機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという機能の維持を図ります。

第 7 章　会議の運営

（通年議会）

第 26 条　議会は、第 24 条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

2　会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

[解説]

会期を通年化し、行政課題に柔軟に対処します。さらに、社会・経済情勢などを踏まえ、将来的な課題を予見しながら適切かつ迅速に対応します。

（議会運営の原則）

第 27 条　議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

2　議会は、芽室町議会傍聴条例（平成 24 年条例第 34 号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

3　議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴

者に説明します。

［解説］

町民の傍聴に関して、議員と同議案を配付します。また、会議を休憩する場合は、その理由と再開時刻を説明します。

第８章　議員定数・報酬等

（議員定数）

第 28 条　法第 91 条第１項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16 人とします。

２　議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

３　議員定数の改正については、法第 74 条第１項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

［解説］

議員定数の改正にあたっては、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を活用します。

（報酬等）

第 29 条　議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。

２　前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

３　報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

４　報酬等の改正については、法第 74 条第１項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、議員が提案することを原則とします。

［解説］

議員報酬の見直しにあたっては、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を活用し、客観的で適正なものにするよう努めます。

第９章　最高規範性及び見直し手続き

（最高規範性）

第 30 条　この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

２　議会及び議員は、この条例を遵守します。

３　議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

［解説］

この条例を議会における最高規範に位置付け、議会に関する条例などの制定・改正については、この条例の趣旨を尊重します。

（検証及び見直し手続）

第31条　議会は、１年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

２　議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

３　議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

［解説］

この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適正な措置を講じます。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行します。

（芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止）

２　芽室町議会の議員の定数を定める条例（平成14年芽室町条例第48号）は廃止します。

（議会事務局設置条例の廃止）

３　議会事務局設置条例（昭和33年芽室町条例第８号）は廃止します。

（芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止）

４　芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年芽室町条例第３号）は廃止します。

（芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止）

５　芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年芽室町条例第14号）は廃止します。

附 則（平成26年12月25日条例第44号）

この条例は、平成27年５月１日から施行する。

附 則（平成27年３月27日条例第32号）この条例は、平成27年５月１日から施行する。

附 則（平成28年３月28日条例第22号）この条例は、平成28年５月１日から施行する。

附 則（令和６年９月４日条例第30号）この条例は、令和６年10月１日から施行する。

附 則 この条例は、令和８年５月１日から施行する。